

4 乗務員手当

1 内容

賃金規程第75条第2号に定める構内入換のため乗務した場合の乗務加給の支払額を入換乗務時間1時間につき140円に増額する。

2 実施時期

- 2024年4月1日以降、新たに開始となる勤務から適用する。
- 2024年5月支給分(4月実績分)より、見直し後の支払額で支払予定

【解説】

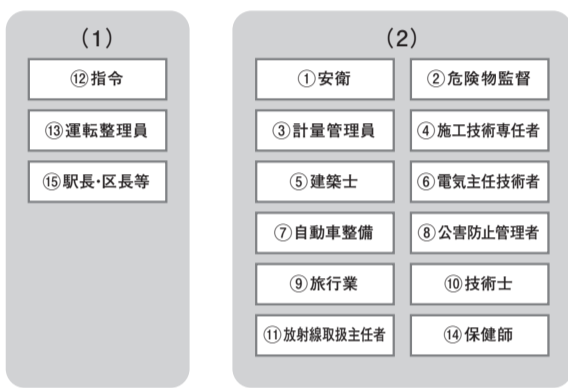
入換乗務時間の1時間あたり70円から**140円**に増額。
深夜帯の1時間につき140円は変更なし。

5-1 職務手当【全体】

職務手当の考え方

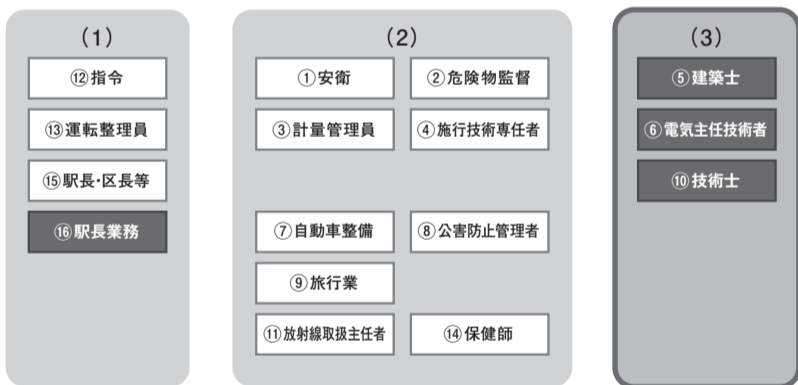
【現行】職務手当に関する考え方

- (1) 対象者の職務階層に比して責任度が大きい職務に従事している社員等
- (2) 有資格者の選任が法令上義務づけられている職務等に選任されている者



【改正】職務手当に関する考え方

- (1) 対象者の職務階層に比して責任度が大きい職務に従事している社員等
- (2) 有資格者の選任が法令上義務づけられている職務等に選任されている者
- (3) 高度な資格を保有している社員等(新たな概念)



5-1 職務手当【全体】

1 内容

賃金規程第52条に規定する職務手当の支払基準及び支払額について、次のとおり見直す。

- 別表第21の番号5の支払対象及び支払基準を「一級建築士の資格を有する者」に改め、支払額を15,000円に増額する。
- 別表第21の番号6の支払対象及び支払基準を「(1) 第一種電気主任技術者の資格を有する者」及び「(2) 第二種電気主任技術者の資格を有する者」に改め、支払額を(1)は15,000円、(2)は10,000円に増額する。
- 別表第21の番号10の支払対象及び支払基準を「(1) 技術士の資格を有する者」及び「(2) 鉄道設計技士の資格を有する者」に改め、支払額を(1)は15,000円、(2)は10,000円に増額する。
- 別表第21の番号12の支払額を(1)及び(2)は9,000円、(3)は20,000円に増額する。
- 別表第21に番号16を新設し、支払対象及び支払基準を「駅長業務、信号操車業務、操車業務、運転補助業務のいずれかに従事する者」とし、支払額を3,500円とする。
- 別表第21の2の第1号から第6号までの各号の支払額を3,000円に増額する。
- 別表第21の2に第7号を新設し、支払基準を「(7) 電気関係直轄作業等従事者取扱準則における(特)作業等に従事する作業責任者として、作業等に従事する業務を含む勤務」とし、支払額を3,000円とする。

- 別表第21の2に第8号を新設し、支払対象及び支払基準を「(8) ①車両整備準則に基づく定期検査(仕業検査、交番検査、ATC装置の検査、機能保全検査、全般検査、要部・台車検査、距離・期間保全)の現車施工、現車の修繕及び異常時等に伴う処置に従事する業務を含む担務、勤務 ②現車の不具合調査、特修・改造工事の直接施工に従事する業務を含む勤務」とし、支払額を500円とする。
- 別表第21の2に第9号を新設し、支払対象及び支払基準を「(9) 駅の社員が運輸・車両関係触車事故防止準則における作業主任者として、作業等に従事する業務を含む勤務」とし、支払額を500円とする。
- 第52条第3号で別表第21の番号6、7、9、12及び15については、同一番号内は併給しないこととしているが、併給しない番号区分に番号10を追加するとともに、番号5、6及び10はそれぞれ併給しないことに改める。
- 別表第21の番号5、6、10は、支払対象を「C1級からC5級にある者及びP級にある者」に限っているが、「C1級からC5級にある者及びP級にある者」以外も支払対象とする。なお、新設する番号16も「C1級からC5級にある者及びP級にある者」以外も支払対象とする。
- 別表第21の番号5、6、10は、当該資格を有する社員が届け出ることによって支払う。

別表第21(第52条)

職務手当の支払基準及び支払額表

番号	支払対象及び基準	支払額	改正後
1	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の定めによる		
	(1)「安全管理者」として選任された者	3,000円	変更なし
	(2)「衛生管理者」として選任された者(医師を除く)	3,000円	変更なし
2	消防法(昭和23年法律第186号)の定めによる「危険物の保安の監督をする者」に指定された者	1,700円	変更なし
3	計量法(昭和26年法律第207号)の定めによる計量士の資格を有し、「計量管理員」に指定された者	1,700円	変更なし
4	建設業法(昭和24年法律第100号)第15条第2項に定める特定建設業の許可申請時に必要な「施工技術の専任者」として登録された者(専任対象:土木施工管理技士、管工事施工管理技士、電気工事施工管理技士、建築施工管理技士、建築士、技術士のいずれかの資格を有する者)	3,500円	変更なし
5	「一級建築士」の資格を有する者	3,500円	15,000円
6	(1)「第一種電気主任技術者」の資格を有する者	3,300円	15,000円
	(2)「第二種電気主任技術者」の資格を有する者	1,500円	10,000円
7	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)及び同法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)の定めによる		
	(1)「自動車検査員」として選任された者	1,700円	変更なし
	(2)「整備主任者」として選任された者	1,100円	変更なし
	(3)「整備管理者」として選任された者	1,100円	変更なし
8	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)の定めによる「公害防止管理者」として選任された者	1,700円	変更なし
9	旅行業法(昭和27年法律第239号)の定めによる		
	(1)「総合旅行業務取扱管理者」として選任された者	6,000円	変更なし
	(2)「国内旅行業務取扱管理者」として選任された者	1,700円	変更なし
10	(1)「技術士」の資格を有する	5,000円	15,000円
	(2)「鉄道設計技士」の資格を有する者	5,000円	15,000円
11	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)に定める「放射線取扱主任者」として選任された者	1,700円	変更なし
12	(1) 指令業務に従事する者	5,000円	9,000円
	(2) 前号のうち運輸関係指令の業務に従事する	6,000円	9,000円
	(3) 前号のうち特に指定された指令長	7,000円	20,000円
13	運転取扱いを行う者のうち、運転整理員に指定された者	5,000円	変更なし
14	保健師及び助産師	7,500円	変更なし
15	(1) 駅長、区長、所長及び工場長	7,000円	変更なし
	(2) 鉄道事業法施行規則(昭和62年運輸省令第6号)に定める「乗務員指導管理者」として選任された者	7,000円	変更なし
16	駅長業務、信号操車業務、操車業務、運転補助業務のいずれかに従事する者 新設	—	3,500円